

卒業製作ニ関スル件

一、木彫及牙彫部ハ従来通り補助費ヲ給シ其製作品ハ学校ノ所蔵トス

二、塑造部ハ従来ノ補助法ヲ止メ日、西両科同様自費ヲ以テ製作

セシメ優秀ノモノノミ石膏ニ取ラシメ買上グルモノトス

右ニツキ卒業製作展覧会ヘノ出品ハ粘土ノマ、ニテ差支ナキコ

トナルモ成ルベク自費ヲ以テ石膏ニスルコトヲ奨励スルコト

三、附記

粘土ノマ、ニテハ重量ノ関係上二階へ運搬困難ナルヲ以テ其製作室ヲ展覧会ノ陳列場トスルコト、従ツテ其製作室ハ尚ホ考究ヲ要ス 右

(「自明治四十四年一月 年 月 教官會議関係書類掛」による。)

ただし、これより直ちに従来の塑造部生徒に対する一人当たり二十五円の補助費支給が停止されたか否かは判然としない。

#### ④ 日本画旧派の攻撃

本学所蔵「従大正元年意見書類庶務掛」に「美術問題ニ付先決ヲ要スル件ニ関スル答弁」と題する文書が綴じ込まれている。この文書は大正七、八年に作成されたもので、日本画旧派の本校日本画科攻撃と本校の対応のさまを如実に示す資料である。内容を紹介するに先き立って、この文書が作成された背景についてまず述べておきたい。

本校の日本画科は本校創立以来日本画の革新をモットーとして歩んできた。明治三十一年岡倉覚三校長と日本画科中枢部全員の辞職によってその教育方針は一たび大きく揺らいだが、正木直彦校長による教育体制立て直しが図られた後は種々問題を抱えつつもやはり新しい作風の開拓をモットーとしてきた。明治四十年に開設された文展においても、基本的には新しい作風の展開を奨励する方針がとられた。これに対して日本美術協会系の旧派画家たちは憤懣をつのらせ、政府の日本画奨励方針は純正の日本画法を撲滅するものであるとしてしばしば政治的策謀を用いて文部省に圧力を加えた。その一例が次の明治四十四年三月十六日の貴族院における文部省攻撃である。

#### 第七帝國議會

##### ● 貴族院 (三月十六日)

午前十時開會 諸般の報告後徳川議長は近時本院に不幸相續くは實に痛歎の至なるが今又議員宮島誠一郎君逝去の報に接せりとて弔詞を贈るの件を語り然る後議長は馬屋原二郎氏(「彫」)を鷹(「さしまね」)けり 氏は 繪畫奨勵に關する政府の方針

に就て質問する所あり 其の要は本邦繪畫の特色は誠實に基き實力精神の修養充足せる點に在り 然るに近來の有様多くは寫生的俗模に流れ誠實の精神無く浮華輕佻亂脈に陥り以て繪畫の本色を失ふに至れるは識者の慨歎に堪へざる所なれども文部省が主管せる美術展覧會に於ける審査委員會は實に美術奨勵の機關なるに拘らず其の審査往々優劣を定むるの標準を知る能はざるものあり

政府は如何にして我邦一千年來の美術的特性を保存し之を將來に發展せしめんと欲するか 政府の審査機關及び教育機關に於ける繪畫獎勵の方針如何と云ふに在り 右終りて議事に入り〔下略〕

（明治四十四年三月十七日『國民新聞』）

この記事にあるとおり、旧派は馬屋原議員の口を借りて「政府の審査機關及び教育機關」すなわち文展と東京美術学校に非難の矛先を向けたのであった。正木直彦はこれについて『十三松堂日記』（既出）に次のように記している。

〔明治四十四年〕三月十八日〔中略〕夜福原〔鎌二郎。文部次官〕

兄來訪 貴族院にて馬屋原彰といふ議員より文部省か日本畫の保護獎勵に如何なる方針を以て従事するやとの質問を呈出したるに付其答辯のことに付協議の爲に來れるなり 埒もなきことよな

此質問は馬屋原某の名を以てすれども背後には必ず下條〔正雄。号桂谷。貴族院議員〕などの連中あるなるへし 彼等守舊派は曾

て牧野伸顯男か文相在職中美術展覽會を創始したるを日本固有の美術を絶滅するものなりと強ひ之を以て牧野氏が在職中罪狀の一とせり 澤柳〔政太郎〕氏か文部次官を罷められたるも之か爲なりしなり 彼等の偏見も茲に至りて極まれりといふへし

正木はこのように常になく激しい調子で下條桂谷ら旧派の行動を批判しているが、貴族院に有力な支持者を持つ旧派はさらにこの年の十月に文展審査委員を連袂辞職するという挙に出で、その結果、

翌四十五年五月には文展の日本画部門に二科制がしかれ、旧派と新派を別個に審査するという事態が生じ、また、大正二年にこの二科制を廃止して単科制にした際に横山大観を含めて審査員を削減したために大観のみならず観山も文展を離脱し、院展を創設するといふ、文部省側からみれば大きな損失を招いた。旧派の行動を「埒もなきことよな」と唾棄した正木も、その政治的策謀には手を焼いた様子である。

大正七年、旧派はまたしても攻撃を開始した。再び馬屋原彰を紹介して政府に日本画奨励方針改正を迫ったのである。当時の新聞はこれを次のように伝える。

#### ●美術振興建議案

貴族院議員馬屋原彰氏外一名は徳川慶久公以下百數十名の賛成を得て左の建議案を十六日貴族院に提出せり

#### ▲美術振興に關する建議案

今や中外の形勢に鑑み國運の發展を期すると同時に我が帝國の美術は益々上進發達を圖らざるべからず 然るに方今世間に流行する日本畫を觀るに斯道の本義に重きを置かずして漫りに輕佻浮虛の工巧を競ひて従つて固有美術の特技特長は將に衰微せむとするの傾向あり 夫れ斯くの如きは畢竟中央の美術教育及獎勵方法の宜しきに適せざる所あるに起因するものと認む

政府は内閣直轄の下に臨時美術調査機關を設け斯道の本義及歴史的要義を調査せしめ其の査定の方針に據り中央の美術教育上に根本的改善を加へ其の獎勵法の如きも亦教育の方針と一致せ

しめ是に因つて以て美術の振興發達を圖るの計畫あらむことを望む 茲に之を建議す

(大正七年三月十九日『時事新報』)

◎日本畫改善の論戰

十八日の貴族院本會議事

〔中略〕

◆美術振興

△美術の振興に關する建議案(馬屋原彰君外一名發議)會議  
△馬屋原彰君〔發言内容は前出建議案とはば同一につき省略

——編者註〕

△岡田文相 本案の趣旨に對しては政府は特に異りたる意見を有するに非ず 而して本案中日本畫の振興を圖らんとの方法に就ては矢張同感也(此時徳川議長復席せり) 予は昨年美術展覽會審査委員當時一應意見を發表し置きたるが殆ど馬屋原君と同一也 而して美術學校日本畫科に於ける「モデル」使用廢止は異見を有せり 其大體は本建議案と同様なるも實行は頗る困難也 然るに茲に内閣に調査會を設置すべしとの事なるが果して夫れに依りて成績を擧げ得るや 本案理由を見るに殆ど調査研究の必要なきもの也 此調査會なるものは各省に屬せず或は二三省に關聯せるものにして初めて内閣に設置せらるべきもの也 本案は文部省所管のもの故内閣に設置する能はざるもの也 一言政府の所見を簡單に説明し置くべし

馬屋原君更に『岡田文相の辯明は浮華輕薄にして本末を轉倒したるものなり』と警めて縷々美術の本義を述べ永久的調査機關設置説を絶叫し村上敬次郎男特別委員に審査附託の動議を提出し

△江木千之君 本員も委員附託説也 岡田文相は調査會設置に關し内閣所屬を難ぜられたるが兎に角重要なる問題故更に慎重審議をなす爲委員に附託せらるべし  
と述べ滿場起立委員附託に決し零時六分散會せり

(大正七年三月十九日『國民新聞』)

かくて本校日本画科のあり方が組上にのぼり、その答弁のために本項冒頭で述べた文書が作成されたのであった。

この文書は文部省用箋(一部東台美術会用箋)に毛筆で認められており、多くの訂正が加えられている。攻撃に対する反論というだけではなく当時の日本画科の教育方針を知る上でも貴重な資料であるので訂正部分も^Vに記して左に掲載する。質問の文書は現存していないが、およそその質問内容はこれによって推測できよう。

大正七年貴族院ニ於ケル本校ニ関スル質問答辯草案〔以上欄外ニ朱書〕

一東京美術學校日本畫科ハ日本畫ヲ教フル爲ニ入學ノ初メ豫備科及第一年ハ一樣ニ教育シ第二年以後ハ生徒ノ志望ニ依リテ教室ニ分レ學バシム 而シテ其各教室ノ受持教授ハ寺崎廣業、川合玉堂、小堀軯音ノ三氏ニシテ各其修養ノ徑路ニ由リ寺崎氏ハ

宋元、東山乃至狩野派ニ近ク川合氏ハ円山、四條乃至近古ノ寫生派ニ近ク小堀氏ハ倭繪、土佐派ニ近キ傾向ヲ有シ各其特色ヲ以テ生徒ヲ指導シツ、アリ 必シモ寺崎氏ヲシテ在来ノ純狩野派、川合氏ヲシテ純円山、四條派、小堀氏ヲシテ純土佐派ノ定型ヲ教ヘシムルニハ非ズ

△一寺崎廣業ハ必ズシモ自家ノ風トシテ常ニ純狩野派ノ画ヲ作ラズ川合玉堂モ亦必ズシモ自家ノ風トシテ純円山派又ハ純四條派ノ画ヲ作ラズト雖モ其造詣ハ是等各派ノ特色ヲ領會シ趣致ヲ説明スル眼識アリテ生徒ノ修習ヲ指導スルニ足ルガ故ニ教育上不都合ナシト認ム 況ヤ東京美術学校教授ハ必ズシモ自家ノ画ケル粉本ノミヲ習ハシメズシテ常ニ古画ヲ臨摹セシムルノミナラズ教育ノ目的ハ生徒ヲシテ敢テ在来各派ノ定型ヲ株守セシメントスニ在ラザルヲヤ

二東京美術学校ハ日本画ノ教育ニ於テ特ニ重キヲ円山、四條二派ニ置クコトナク又必ズシモ二派ヲ區別シテ修習セシムルモノニ非ズ

三一△ト略同一ノ主意ヲ以テ答フルヲ適當ト認ム 且又種々ノ流派ヲ學ベル者ハ當然其中ノ一流派ヲ教フルニ足ルノミナラズ種々ノ才分アル多数ノ生徒ヲ指導スルニハ寧ロ一派定型固執ノ画家ニ勝ルモノアリト信ズ

△四同前 △東京美術学校日本画科ノ三教室ハ狩野派、土佐派、円山及四條派ナリ 然レドモ元信、光信乃至應挙、具春ハ再タビ地下ヨリ起スベカラズ 流派ハ世ニ從ヒテ變遷スルモノナルガ故ニ之ヨリ出ヅル卒業生ノ画風ハ各派ノ古大家ト同一ナラシメ

ソコトヲ必要トスルモノニ非ズ

△五同前 △狩野派ノ粉本ニ就テ學バシムルハ寺崎廣業主トシテ其任ニ當レリ、同派中特ニ某作家ノ画風ヲ教フルヲ主眼トスルコトナシ

六澤村專太郎ノ美学ニ関シテハ前答辯書ノ再読ヲ希望ス

七日本画科ノ生徒ニ遠近法及用器画法ヲ授クルハ景色、物象、臺榭等ヲ寫スニ必要ナル正確ノ豫備知識ヲ與フル有益ノ課目ト信ズ 八心想ヲ練磨セシムルハ諸学科及新案製作ニ依リ技巧ヲ修習セシムルハ摸寫及寫生ニ依ラシム

九△質問者ハ寺崎廣業△ヲ以テ專ラハ其修養上宋元ヲ一般ニ研究△シ折衷画ヲ描クト假定シテ其南画又ハ北画ノ何レニ依ルモノナリヤヲ問フト雖モ其假定ノ當否ヲ考定シテ事實ナルコトヲ確メタル上ナラデハ答辯ノ益ナシト思考ス

△認ム △一東京美術学校日本画科卒業生中ニハ間々在来各流派ノ典型ニ近キ画ヲ作者アリト雖モ多クハ前人ノ作風ヲ摸倣スルヲ好マズシテ各々自家ノ特色ヲ出シ在来ノ流派名ヲ以テ定稱スベカラザル画風ニ属セリ

△附言

東京美術学校教室ノ區別ニ慣用セル狩野派土佐派乃至円山、四條派ノ名ハ必ズシモ單純ニ其流派ノ成型ノミヲ意味スルニ限ラズ謂ハユル狩野派トハ正信、元信乃至探幽、常信等ノ畫風ノ外此派ノ由リテ来ル所ノ宋元乃至東山時代諸家ノ畫風ヲモ包括シ謂ハユル土佐派ハ藤原時代以降ノ大和繪ノ全体及光悦、光琳等ノ如キ畫

風マデモ包含シタル廣義ノ名トシテ慣用セリ。円山ト四條トハ由来類似ノ流派ニシテ其末流ニ至リテハ殆ド区別シ難キモノアリ。従来寫生風ニ於テ二派最モ顯著ナルカ故ニ名ヲ之ニ假リテ近古ノ寫生風ヲ汎稱スルニ用キ来レルニ過ギズ。皆慣用ニ依リテ敢テ改メザルノミ。教室画風ノ区別ハ此意味ヲ以テ解釈セラレムコトヲ望ム。尚明清畫風ノ教室ヲ設ケ得ザルヲ遺憾トス。

旧派の攻撃は右の答弁を以てしては止まなかつたものか、翌大正八年一月十日文部省専門学務局長松浦鎮次郎より正木校長に宛てて次のような要請があつた。

拜啓 美術教育ニ関する別紙の問題を大臣ニ提出せる某貴族院議員あり 之ニ對する答辯の趣旨御記述之上小生手許迄御送付被下

度 頓首 拜具

一月十日

松浦鎮次郎

正木校長殿 侍史

〔以下別紙または別紙の写し。東京美術学校用箋使用。〕

美術問題ニ就キ先決ヲ要スル件

一 東京美術學校ハ現行ノ日本畫教育ニ於テ本邦固有ノ眞美術タル心術的特技ヲ捨テ寫生的技巧ヲ以テ其教育ノ根本方針ト為シアルハ果シテ其當ヲ得タルモノナルヤ否ヤノ事

一 同學校規則ニ於テハ日本畫ノ教育ト西洋画ノ教育ト全ク其區別ヲ規定シアルニモ拘ハラズ現行ノ日本畫科ニ於テ西洋畫科ト同

一ナル解剖學、遠近法、用器畫法及生人モデル等ノ課目ヲ置キ和洋混合ノ雜駁ナル技術ヲ指導シアルハ果シテ専門技術家ヲ養成スヘキ同學校規則ノ主旨ニ適合セルヤ否ヤノ事

以上

これに対して正木校長は次のように認めた。

八年一月十四日校長文部省へ持参セラル〔以上欄外に朱書。〕

一 東京美術學校は日本畫の教育に於いて一面には和漢古今名匠の畫を臨摸せしめ一面には實物の寫生を練習せしめ此の兩者に由りて得たる所を本とし自から別に意匠を立て以て新案の画を作らしめつゝあり 決して心術的特技を捨て寫生的技巧のみを以て教育の方針と為すことなし

一 日本畫科と西洋画科とに必要な共通の学科を課することは勿論有之と雖も其実技の教育は日本畫科に於いて前項述ふる所の如く洋画科は初め石膏模型に就いて木炭画を習はしめ後専ら生人のモデルに就いて油繪を学はしむ 日本画科用ゐる所の生人のモデルは主として種々の装束甲冑等を着けしめ之を寫して以て歴史画、風俗画の修養に資せしむるに在り 洋画の如く専ら裸体を写さしむるに非ず 決して和洋混合の雜駁なる技術を指導することなし〔以上東京美術学校用箋使用。〕

##### ⑤ 河辺正夫死去

もと本校助教(凶案科)河辺正夫は盲腸炎がもとで二三年療養中